

建築物の制限内容（新河岸駅周辺地区地区整備計画区域）

別表

新河岸駅周辺地区地区整備計画区

計画地区	建築物の用途の制限（イ）	敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合の最高限度（ロ）	敷地面積に対する建築物の建築面積の割合の最高限度（ハ）	建築物の敷地面積の最低限度（ニ）	外壁等の位置の制限（ホ）	建築物の最高の高さ及び各部分の高さの最高限度（ヘ）
駅前広場 周辺地区	—	—	—	—	建築物（建築物に附属する、5㎡以下の物置並びに壁面の無い構造の自動車車庫及び自転車駐車を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面（バルコニーを含む。）から隣地の境界線までの距離は、0.7m以上とする。ただし、敷地面積が200㎡未満の場合は、0.5m以上とする。	建築物の最高の高さ 20m
駅前通り、 国道沿道 地区	次の各号のいずれかに該当する建築物以外の建築物 一 ホテル又は旅館 二 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する建築物	—	—	—	建築物（建築物に附属する、5㎡以下の物置並びに壁面の無い構造の自動車車庫及び自転車駐車を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面（バルコニーを含む。）から隣地の境界線までの距離は、0.7m以上とする。ただし、敷地面積が200㎡未満の場合は、0.5m以上とする。	建築物の最高の高さ 16m

別表

新河岸駅周辺地区地区整備計画区域

計画地区	建築物の用途の制限(イ)	敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合の最高限度(ロ)	敷地面積に対する建築物の建築面積の割合の最高限度(ハ)	建築物の敷地面積の最低限度(ニ)	外壁等の位置の制限(ホ)	建築物の最高の高さ及び各部分の高さの最高限度(ヘ)
住宅地区 A	—	—	—	100 m ²	建築物（建築物に附属する、5 m ² 以下の物置並びに壁面の無い構造の自動車車庫及び自転車駐車を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面（バルコニーを含む。）から隣地の境界線までの距離は、0.7m以上とする。ただし、敷地面積が200 m ² 未満の場合は、0.5m以上とする。	建築物の最高の高さ 12m。 ただし、学校その他の建築物であってその用途によってやむを得ないと市長が認めるものについては、16mとする。
住宅地区 B-1	建築基準法別表第二(ろ)項に掲げる建築物	—	—	100 m ²	建築物（建築物に附属する、5 m ² 以下の物置並びに壁面の無い構造の自動車車庫及び自転車駐車を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面（バルコニーを含む。）から隣地の境界線までの距離は、0.7m以上とする。ただし、敷地面積が200 m ² 未満の場合は、0.5m以上とする。	建築物の最高の高さ 12m

別表

新河岸駅周辺地区地区整備計画区域

計画地区	建築物の用途の制限(イ)	敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合の最高限度(ロ)	敷地面積に対する建築物の建築面積の割合の最高限度(ハ)	建築物の敷地面積の最低限度(ニ)	外壁等の位置の制限(ホ)	建築物の最高の高さ及び各部分の高さの最高限度(ヘ)
住宅地区 B-2	建築基準法別表第二(ろ)項に掲げる建築物	—	—	100 m ²	建築物（建築物に附属する、5 m ² 以下の物置並びに壁面の無い構造の自動車車庫及び自転車駐車を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面（バルコニーを含む。）から隣地の境界線までの距離は、0.7m以上とする。ただし、敷地面積が200 m ² 未満の場合は、0.5m以上とする。	建築物の最高の高さ 10m
住宅地区 B-3	建築基準法別表第二(い)項に掲げる建築物	—	—	100 m ²	建築物（建築物に附属する、5 m ² 以下の物置並びに壁面の無い構造の自動車車庫及び自転車駐車を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面（バルコニーを含む。）から隣地の境界線までの距離は、0.7m以上とする。ただし、敷地面積が200 m ² 未満の場合は、0.5m以上とする。	建築物の最高の高さ 10m